



不登校児童生徒及び保護者への支援の充実

自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指して

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果では、全国の不登校児童生徒数は小中学校で299,048人（前年度比54,108人増）となっています。不登校児童生徒は全校種で増加傾向にあり、文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議では「不登校の要因は複雑で、当面、減る要因は見当たらない」と述べている委員もいるそうです。また大きな課題として、不登校児童生徒のうち約4割が、学校内外の適切な支援や相談を受けていないことが挙げられています。今後も不登校児童生徒は増えていく可能性が大いにあります。学校には不登校児童生徒や保護者に対して適切な支援につなげていくことが求められます。義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針、条例等の趣旨をご理解の上、次の4点に努めていただければ幸いです。

1. 既存の学校教育になじめない児童生徒に向けて

既存の学校教育になじめない児童生徒について、なじめない要因の分析や実態把握を行い、学校としてどのように受け入れていくか検討し、なじめない要因の解消に努める。

2. 主体的な社会的自立や学校復帰に向けて

不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう千葉県が作成した「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」等を活用するなど、不登校のきっかけや継続理由に応じた適切な支援を行う。

3. 不登校児童生徒とその保護者に向けて

不登校児童生徒とその保護者に対して、千葉県が作成した「千葉県版不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」等を活用するなど、適切に情報が伝わる仕組みを確立し、個々の状況に応じて、教育支援センターや民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を有効に活用できるよう支援する。

『不登校児童生徒のうち、約4割が学校内外の適切な支援や相談を受けていない』という現状からすると、学校の取り組み次第で大きな効果が期待できると考えられます。

4. HSC等、多様な児童生徒に向けて

5人に1人はいるとも言われているHSC（ハイリーセンシティブチャイルド）。例を挙げると、音や光に過剰に反応してしまうなど、その環境に適応しにくい子供達があります。そのような子供を含め、多様な児童生徒を受け入れる体制を整備し、学校内外の機関を活用した不登校児童生徒及び保護者への相談・支援を行う。





『授業規律』を見直してみよう!

突然ですが、「授業規律」って何ですか??

授業規律とは、学校の授業における秩序や規則のことをいい、児童生徒が効果的に学ぶことのできる学習環境を維持するために、欠かすことのできないものです。

教科の指導においては、生徒指導提要にある「実践上の4視点」を意識した授業づくりが大切です。その中でも基礎となるものが「安全・安心な風土の醸成」です。安全・安心な風土を醸成するためには、次の4つを意識することがポイントです！自分の授業がどのように展開されているか、一度振り返って考えてみてください。



チェックしてみよう♪

- チャイムと同時に授業が開始され、チャイムと同時に授業が終わっていますか？
(決まりを守ろうとする気持ちが育ちます。ポイントは授業の終わりの時間を教師がしっかり意識して守ることです。)
- 教師が一方向的にしゃべっていませんか？授業中の発話量の比率を意識できていますか？
(「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」にもつながる部分です。)
- 忘れ物等を取りに行く場面で、自由に離席をゆるしていませんか？
(「安心・安全な風土の醸成」に向けて、許可を得てから離席する等のルールがあることが望ましいです。)
- 「話す」「聞く」のけじめはついていますか？
(思い付き発言を許すと安心・安全な風土が保たれません。発言できる、発言しても認められる雰囲気づくりを心がけましょう。)

「指導室訪問」や「要請訪問」の際、先生方の授業を拝見していますが、『4つのポイント』をしっかりと意識し実践されている先生の授業では、聞く・考える・話す等のけじめがつけられ、メリハリもあり、児童生徒にとって効果的な授業を展開していることが多いと感じています。

『わかってはいるけど…なかなか上手くできないな……。』という時は

ぜひ、生徒指導専任指導主事をご活用ください!

教科の指導主事が、その教科の指導方法を先生方と一緒に考えて助言を行うように、生徒指導専任指導主事は、生徒指導に関する諸課題について先生方と一緒に考えます。具体的には

- 授業が成立しない、児童生徒との関係構築が上手くいかない等への支援
- 校内の生徒指導体制づくりや問題行動等への対応に関する支援
- 関係機関との連絡、調整（カウンセラー・ソーシャルワーカー・ロイヤー等）
- 不登校児童生徒や、その保護者に向けた支援
- 生徒指導に関する校内研修等の実施

以上のようなことについて、先生方と一緒に考えながら助言を行います。

特に若い先生方の活躍が求められる今、その指導力向上に生徒指導専任指導主事を積極的にご活用ください。要請していただければ、全力でサポートいたします！

